

増資前に確認したい「資本金の壁」

会社の資本金は、対外的な信用力を示すだけでなく、税務上の取扱いにも大きく影響します。増資によって資本金が一定のラインを超えると、消費税や法人税の優遇措置が使えなくなったり、均等割が上がったりすることがあります。実務上、特に意識すべきラインは「1,000 万円」「3,000 万円」「1 億円」の 3 つです。今回はこの 3 つの「壁」について整理します。



Sakiko.N

1. 3 つの資本金のライン

資本金のライン	主な影響
(1) 1,000 万円	消費税の課税事業者判定、法人住民税の均等割が上昇
(2) 3,000 万円	設備投資税制の税額控除が使えなくなる場合がある
(3) 1 億円	中小企業向け優遇税制の多くが対象外に、外形標準課税の対象に

(1) 1,000 万円の壁 — 消費税と均等割

新たに設立された法人は、原則として設立 1 期目・2 期目は消費税の免税事業者です。しかし、期首の資本金が 1,000 万円以上の場合には課税事業者となり、設立初年度から消費税の納税義務が発生します。設立時に資本金をいくらにするかは、消費税の観点からも重要な判断になります。

また、法人住民税の均等割は、資本金等の額が 1,000 万円を超えると区分が上がります。標準税率ベースでは、1,000 万円以下の場合には年間 7 万円ですが、1,000 万円を超えると年間 18 万円になります。利益が出ていなくても毎年かかる固定コストですので、創業時や増資の際にはご注意ください。

(2) 3,000 万円の壁 — 設備投資の税額控除

資本金 3,000 万円を超えても、1 億円以下であれば多くの中小企業向け税制は引き続き利用できます。ただし、設備投資に関する税制では 3,000 万円が重要な分かれ目になります。以下の表は、資本金が 3,000 万円を超えた場合に変わる主なポイントです。

制度	3,000 万円以下	3,000 万円超の場合
中小企業投資促進税制	特別償却 or 税額控除 7%	特別償却のみ(税額控除不可)
経営強化税制	即時償却 or 税額控除 10%	即時償却 or 税額控除 7%

資本金が 3,000 万円を超えると、中小企業投資促進税制では税額控除が選べなくなり、経営強化税制でも控除率が 10%から 7%に下がります。高額な設備投資を予定している場合は、増資のタイミングと設備の取得時期を合わせて確認しておくことが大切です。税額控除は法人税から直接差し引けるため、特別償却と比べて節税効果が大きいケースもあります。

(3) 1 億円の壁 — 最も影響が大きいライン

資本金が 1 億円を超えると、中小企業向けの主要な優遇税制の多くが対象外となります。1 億円のラインは、税務上の影響が最も大きく、超えるかどうかで税負担が大きく変わります。特に影響が大きい制度は以下の通りです。

制度	1 億円以下	1 億円超の場合
法人税の軽減税率	所得 800 万円以下に軽減税率を適用	特別償却のみ(税額控除不可) 軽減税率の適用なし
交際費の定額控除	年 800 万円まで損金算入が可能	定額控除の適用なし。接待飲食費 50% 控除は適用できる場合あり
少額減価償却資産	40 万円未満の資産を年間 300 万円まで即時損金算入	特例の適用なし
欠損金の繰戻還付	赤字の場合に前年の法人税還付が可能	原則として適用なし
貸倒引当金	一括評価による損金算入が可能	原則、一括評価による損金算入不可
外形標準課税	原則対象外	原則対象

特に**外形標準課税**は、所得だけでなく付加価値額や資本金等の額にも課税されるため、赤字であっても**税負担が発生**します。人件費や賃借料が大きい会社、利益率が低い時期の会社では影響が大きくなります。令和 6 年度の税制改正では、資本金を 1 億円以下に減資した場合でも、一定の要件に該当すれば外形標準課税の対象となる見直しも行われています。

なお、資本金が 1 億円以下であっても、**資本金 5 億円以上の大法人に支配されている場合**などは、中小企業向け税制の対象外となることがあります。

2. まとめ

資金調達や信用力の向上のために増資を行うこともありますが、資本金が増えることで、それまで利用できていた税制上の優遇措置が使えなくなる場合があります。会社の状況によっては、資本金ではなく資本準備金に組み入れることで壁を越えずに済むケースもあります。増資を検討される際には、「資本金がいくらになるか」だけでなく、「使えなくなる制度がないか」「増資のタイミングは適切か」という視点でも確認しておくことが大切です。



上記は制度の概要です。実際にはさらに細かな規定がございますので、増資・減資をご検討の際は、弊社担当者までお気軽にご相談ください。

アマヤ・パートナーズは、「360° 経営サポート」します！



～勤怠管理の時間を削減しませんか～

勤怠管理に時間がかかっていませんか？ その悩み、「リアルタイム時間集計」「打刻漏れ通知機能」などの機能を持つ勤怠管理システム「ジョブカン」なら解決できます。30 日間無料でお試しでき、弊社の紹介なら割引価格で利用できます。ご興味がありましたら、弊社担当者へぜひお声掛け下さい！

さまざまな情報発信中！
合わせてご覧ください！



Facebook
@amayapartners



Instagram
@amayapartners



YouTube
@amayapartners

